

沖データは、契約社員の雇止めをするな！

電機連合「契約社員の無期転換5年ルールの対応について具体的な方針」

- ①無期転換者は、正社員（組合員）とする。
- ②やむを得ず「多様な正社員区分」を設定する場合は
 - 不合理な労働条件がないことの確認
 - 正社員への転換を推進する措置
 - 労働協約への変更（組合員としての取り扱い）
 - 「多様な正社員区分」の組合員化

沖電気労働組合は、2017年度の方針で運動方針で『有期契約労働者の無期雇用への転換に関しては、「労働契約法第18条（無期転換）対応に関する電機連合の基本的考え方』に沿って取り組む』ことを掲げた。

会社が無期労働契約を免れるために、期間前に雇止めをすることは、法の趣旨に反し行政官庁により、必要な助言及び指導がなされる可能性が生じます。（労働基準法14条3項）又、「特別な理由がない限り解雇回避努力義務を怠つ

厚生労働省も「有期労働契約で働く人（契約社員、パートタイマー、アルバイト）は全国で約1500万人、その約3割が通算5年を超えて有期労働契約を反復更新し、ほぼ『自動的に』更新を繰り返している。雇止めの不安の解消、待遇の改善が課題となつている」としています。

沖データは社会的責任を果たし 契約社員の雇用の安定を

有期契約労働者の無期化をはかり、働く人が安心して働き続けられることを目的に、労働契約法が改正（2013年4月1日）されました。

2013年4月以降、契約を更新す

ることで、通算して5年を超えた有期

契約労働者は、本人が申し込みをする

ことにより、『期間の定めのない無期労

働契約を会社と結ぶことになります。

会社は、それを断ることはできません（労働契約法18条）。

この5年目が、「2018年4月1日」になります。

沖データは社会的責任を果たし
契約社員の雇用の安定を

た」として公序良俗（民法90条）にも違反をし、労働契約法16・19条（解雇権の乱用）も適用されるといえます。

労働組合も具体的で
積極的な方針で後押し

2017年6月に行われた株主総会では、「有期契約社員の無期転換については、法令に基づいて適切に対応していく」という回答をしていました。

今年の春闘では、電機連合が「契約社員の無期転換5年ルールについて具体的な方針」を提起し、OKIユニオングループは、「非正規労働者のみなさんは、同じ職場で働く仲間」『有期契約労働者の無期雇用への転換に関しては「労働契約法18条（無期転換）対応については「労働契約法18条（無期転換）対応に沿って取り組む、『安心して仕事に集中できる環境を創る』ためには、OKIグループの健全な成長・発展が不可欠です』としています。契約社員の雇用の安定もOKIグループの健全な成長・発展につながります。

あすなろ



【連絡先】東京都品川区二葉2-20-8 染野ビル2F
電機労働者懇談会 気付 電話 03(6421)5323
沖電気の職場を明るくする会

2017年 特別号 8月

ホームページ

沖電気の職場を明るくする会

検索

クリック

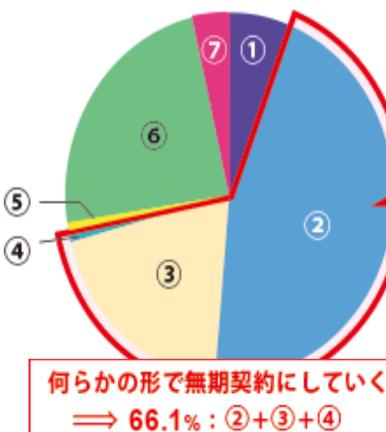
職場新聞「あすなろ」はOKIの職場新聞として1986年に発刊しました。「会」は「安心して人間らしく働ける職場」を願って創られました。

エッ！雇止めですか？契約の裏を申し入れることが雇止めの第一歩です

企業アンケート結果

有期契約労働者の無期契約への 転換が半数以上

(独立法人)労働政策研究・研究機構がフルタイム契約労働者を雇用している企業2671社へのアンケートで「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」では「通算して5年を超えないよう運用」する企業は、わずか6%で少数派となり、「何らかの形で無期契約していく」66%と2年前の調査に比べて1.5倍と増加をしています。



会社が雇止めをしても
①契約社員が契約更新・
締結の申込みをし②無期
契約と同視または雇用継
続の合理的期待があると
認められた場合で③雇止
めが客観的に合理的な理
由を欠き、社会通念上相
当でない場合には、雇止
めは違法となります。
繰り返し更新が行われ、
雇用期間が長いほど「更
新されるのでは」という
期待が高まるのは当然で
あり合理的ではないでしょ
うか。会社の雇止めに対
しては、労働契約の更新
の申し込みを行うことが必
要になります。「イヤで
す、困ります」でもいい
ですが、申込書のほうが
確実です。会社が、更新
の申し入れを拒絶(跳ね
返す)するためには「解
雇権の乱用」ではないこ
れであります。

沖電気は、今年5月に
女性活躍推進法に基づく
取り組みの実施状況など
が優良な企業として「え
るぼし」で最高位である
3段階目の認定を都道府
県労働局の申請により厚
労省から受けています。
優良企業として社会的責
任を果し、契約社員の雇
用を守ることが求めら
れています。

労働契約更新の申込書

OKIグループの会社名

わたしと貴社との労働契約期間は、2017年〇月〇日までとなっておりますところ、本書をもって、労働契約法19条に基づき、上記契約期間満了後の更新を申し込みます。

2017年〇月〇日

名前 _____ 印 _____

《申込書の書き方》



解雇権の乱用は
認められない

とを説明する必要があり
ます。